

改 正 後	現 行
<p>⑦ <u>市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</u></p> <p><u>(9) 居住支援連携体制加算の取扱いについて</u></p> <p><u>地域相談支援報酬告示第1の6の居住支援連携体制加算については、第2の3の(7)の⑩の規定を準用する。</u></p> <p><u>(10) 地域居住支援体制強化推進加算の取扱いについて</u></p> <p><u>地域相談支援報酬告示第1の7の地域居住支援体制強化推進加算については、第2の3の(7)の⑪の規定を準用する。</u></p>	<p>なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できることに留意すること。</p> <p>⑦ 地域生活支援拠点等として<u>の機能を担うものとして</u>、都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>2 指定地域定着支援</p>	<p>2 指定地域定着支援</p>
<p>(2) 緊急時支援費の取扱いについて</p> <p>① 緊急時支援費に係る利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておくこと。</p>	<p>(1) 指定地域定着支援に係る報酬の算定について</p> <p>指定地域定着支援の提供に当たっては、地域相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>① 地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等（第42条第3項）</p> <p>② 適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握（第43条第2項）</p> <p>(2) 緊急時支援費の取扱いについて</p> <p>① 緊急時支援費に係る利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との</p>

改 正 後	現 行
<p>② 地域相談支援報酬告示第2の<u>1の</u>口の(1)の緊急時支援費(I)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>③ 地域相談支援報酬告示第2の<u>1の</u>口の(2)の緊急時支援費(II)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>ただし、緊急時支援費(I)を算定する場合は、当該緊急時支援費は算定できないこと。</p> <p>④ 緊急時支援を行った場合は、地域相談支援基準第45条において準用する<u>地域相談支援基準</u>第15条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援費の算定対象である旨等を記録するものとする。</p>	<p>話し合いにより申し合わせておくこと。</p> <p>② 地域相談支援報酬告示第2の口の(1)の緊急時支援費(I)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>③ 地域相談支援報酬告示第2の口の(2)の緊急時支援費(II)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>ただし、緊急時支援費(I)を算定する場合は、当該緊急時支援費は算定できないこと。</p> <p>④ 緊急時支援を行った場合は、地域相談支援基準第45条において準用する第15条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援の算定対象である旨等を記録するものとする。</p> <p>⑤ 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものであること。</p> <p>また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものであること。</p> <p>⑥ 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるもので</p>

改 正 後	現 行
<p>⑦ <u>市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所の場合、イに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</u></p> <p>(3) 特別地域加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第2の<u>1の</u>注4の特別地域加算については、第2の2の(1)の⑯の規定を準用する。</p> <p>(4) <u>ピアサポート体制加算の取扱いについて</u> <u>地域相談支援報酬告示第2の2のピアサポート体制加算については、第二の3の(7)の④の規定を準用する。この場合において「サービス管理責任者又は地域生活支援員」とあるのは、「指定地域定着支援従事者」と、「指定地域定着支援事業所」とあるのは、「指定自立生活援助事業所」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(5) <u>日常生活支援情報提供加算の取扱いについて</u> <u>地域相談支援報酬告示第2の3の日常生活支援情報提供加算については、第2の3の(7)の⑨の規定を準用する。</u></p> <p>(6) <u>居住支援連携体制加算の取扱いについて</u> <u>地域相談支援報酬告示第2の4の居住支援連携体制加算については、第2の3の(7)の⑩の規定を準用する。</u></p> <p>(7) <u>地域居住支援体制強化推進加算の取扱いについて</u> <u>地域相談支援報酬告示第2の5の地域居住支援体制強化推進加算については、第2の3の(7)の⑪の規定を準用する。</u></p>	<p>であること。 <u>(新設)</u></p> <p>(3) 特別地域加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第2の注4の特別地域加算については、第2の2の(1)の⑯の規定を準用する。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基